

新型コロナウイルス 感染症にかかる特例貸付

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を次のとおり実施しています。

具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、多良木町社会福祉協議会（電話42-1112）までお問合せください。

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額

・10万円以内（一定要件の場合 20万円以内）

■据置期間：1年以内

■償還期限：2年以内

■貸付利子・保証人：無利子・不要

失業された方等向け（総合支援資金）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額：・（2人以上）月20万円以内

・（単身）月15万円以内

貸付期間：原則3ヶ月以内

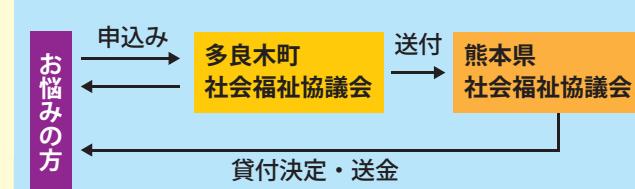
■据置期間：1年以内

■償還期限：10年以内

■貸付利子・保証人：無利子・不要

注 原則、自立相談支援事業等の利用により、継続的な支援を受けることが要件となります。

貸付手続きの流れ



社会福祉協議会会費納入のお願い

～ともに支えあう福祉の地域づくり～

社会福祉協議会では「誰もが安心して暮らせる福祉の町づくり」を目指して福祉事業を推進しています。社会福祉活動の運営費は、今回お願いする社会協会費に加え、皆さまからの寄付金や町補助金、赤い羽根共同募金の配分金により支えられています。毎年ご協力いただきしております。社会協会費は、住民相互の福祉の向上のために、皆さまのご理解のもとに社会協会員として1戸あたり500円の会費の納入をお願いします。

会費につきましては、地区協会、いきいきサロン、ボランティア育成事業、歳末助け合い支援金、老人福祉、障害児・者福祉、児童・青少年福祉、母子・父子福祉、福祉育成援助活動などの運営費として使用させていただいています。本年度も地域福祉活動を推進していきたいと思いますので、社会協会費へのご協力・ご支援をどうぞよろしくお願いします。

「赤十字運動」にご協力ください

日本赤十字社では、毎年5月を「赤十字運動月間」として、皆さんに赤十字会員への加入をお願いし、年額500円以上の会費のご協力とともに、赤十字の人道的活動へのご理解を求める運動を開催しております。

納入いただきました会費は、日本赤十字社熊本県支部に納付し、次のような赤十字活動に役立てられます。

・災害救護活動

国内災害現場での医療救護や救援物資の配布等

・国際活動

海外の紛争や自然災害による被災者に対し、全世界の赤十字社が協力して支援

・赤十字講習会

心肺蘇生やAEDの操作方法などの講習等

・赤十字ボランティア

県内で約16,000人のボランティアが災害に備えた訓練や地域の要望に応じた活動を行う

・青少年赤十字（JRC）

将来を担う青少年が、赤十字精神を基に自らを育むことを目指して活動

